



Q 中子町有地の売却方法は問題があったのではないかなみきとしひこ

並木利彦(文責)



A 段階を経ながら弁護士と相談しながら行った

質問

中子町有地売却特別委員会において「町有地公募型プロポーザル」選定委員のメンバー

・大学教授2人
・湯沢町まちづくり機構代表理事

・商工会長・副町長
・役場部長3人

計8人だけで、町民の民意が反映されているのか。

■議案の流れ

・町有地を公募型プロポーザルで募集

・選定委員会が専門的に審査し、事業者を適切と判断。しかし議会が否決。

■否決に至った主な要因

・議会への説明・共有不足
・住民合意、地域ニーズとの乖離

・プロポーザル条件設定の甘さ

・町有地売却は「一度決めれば戻せない」ため、慎重になった。

答弁

地域振興を考えながら、企業誘致はしている。その状況の中で、町としてプロポーザルを全国に向けて発

■中子町有地売却の詳細を、湯沢町民が理解できていたのか。
今回の行政主体の売却方法で正しかったのか。
詳細を秘匿とするのであれば、「町有地公募型プロポーザル選定委員のメンバー」

- ・大学教授2人
- ・湯沢町まちづくり機構代表理事
- ・商工会長・副町長
- ・役場部長3人 計8人だけで何故決定したのか。

こんな売却方法で良いとする町長の見解が解らない。
町有財産の売買ということを、熟考して頂きたい。 <https://yuzawa.tv/20250909/>



信をしている。地域のことや、あるいは町の振興をしっかりと踏まえた上での企業誘致が行われてきている。ただ残念なことに、議会からは否決をされたので今後は、どのような形でやるかというものは、この度の経験を生かしながら進めていきたい。

質問

中子町有地売却にあたり、建物等解体撤去費用相当額（1億560万円（消費税込））及び埋設廃棄物除去費用相当額（8,690万円（消費税込））を控除することのこと。これは1社だけの見積りでいいのか。

■基本的な考え方

町有地を処分する場合、公正性・透明性が強く求められる。土地にある建物の解体や埋設物処理をして売却する場合、その解体費用の見積額が売却価格や契約条件に直結「1社のみの見積」で済ませるのは、公正性・客観性に欠ける。

■実務上の一般的運用

多くの自治体では、2〜3社から相見積を取得し、価格の妥当性を確認している。

答弁

町有地の売却に際しては、事前の弁護士との相談で既存建物の解体費用及び埋設廃棄物の撤去費用相当額を売却予定価格から差し引くことについて、町有地の売却促進の観点から実施。工事を土地購入後に民間が発注した場合の費用を、町内の建設業者に依頼し、差し引き価格の根拠とした。